

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 4月11日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A）再循環弁点検において、弁体及び弁棒ねじ込み部にガタ及び封水継手部に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
2	2号機	主タービン湿分分離器ドレンタンク（1・2）復水器側出口逆止弁（2台）点検において、ワッシャーに摩耗が認められたため、当該部を交換	D	
3	2号機	復水脱塩装置空気圧縮機出口圧力計点検において、出口圧力計配管接続部にエアリーク（微量）が認められたため、当該部を修理	D	
4	2号機	高圧タービン抽気出口逆止弁（1、3）点検において、弁棒及びワッシャーに摩耗が認められたため、当該部を交換	D	
5	2号機	給復水系シール水収集タンクレベル調整弁点検において、弁棒に摩耗及び弁体シート面に浸食が認められたため、当該部を修理	D	
6	2号機	復水脱塩装置空気圧縮機点検において、クランクシャフトに摩耗及びブラケットハウジング部に許容値外れが認められたため、当該部を修理	D	
7	2号機	残留熱除去系熱交換器（A）出口導電率系ラック流量調整弁の弁棒に曲がり認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	4号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）点検において、海水側ドレン弁（2台）及びベント弁（2台）にシートパス（滴下程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	4号機	非常用ディーゼル発電機補機冷却海水配管真空破壊弁点検において、フロートに破損が認められたため、当該フロートを交換	C	
10	4号機	廃棄物処理系地下貯蔵設備廃スラッジ類受タンク入口弁駆動部点検において、駆動部にエアリーク（微量）が認められたため、当該部を修理	D	
11	4号機	残留熱除去系ポンプ（A）メカニカルシール冷却器点検において、海水側出口配管ライニング部に一部剥離が認められたため、当該部を修理	D	
12	4号機	タービン建屋換気空調系工事廃材の運搬において、廃材を消火栓（タービン建屋2階No. 19）ランプに接触させ、破損させてしまったため、当該ランプを交換	D	
13	4号機	原子炉補機冷却系熱交換器（A）チューブ渦流探傷検査において、チューブ（1本）に判定値外れが認められたため、当該チューブを交換	D	
14	4号機	原子炉格納容器除湿冷却系空調機（E）冷却水出口弁（243）開操作において、原子炉補機冷却水隔離弁（240、241）にシートパスが認められ、原子炉補機冷却系ポンプトリップ及びファンネルより床面に溢水（堰内：約1.5リットル）認められたため、対応検討	B	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	主高圧タービン点検において、蒸気配管フランジ締付ボルト（2本）にカジリが認められたため、当該ボルト・ナットを交換	D	
16	5号機	不活性ガス系原子炉格納容器圧力抑制室圧力変換器元弁点検において、弁棒に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
17	5号機	タービン補機冷却系高圧復水ポンプ（C）油冷却器出口サンプリング元弁点検において、ハンドルを破損させたため、当該ハンドルを交換	D	
18	5号機	復水器真空ポンプ出口逆止弁点検において、弁体に腐食及びワッシャーに摩耗が認められたため、当該弁を交換	C	6月6日再審議にて グレード変更 D → C
19	5号機	原子炉圧力容器熱遮へい壁間空気出口部温度検出器点検において、フレキシブル電線管の劣化が認められたため、当該部を交換	D	
20	5号機	非常用ガス処理系放射線モニタ（電離箱式：B）に指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該モニタを点検・修理	C	
21	6号機	原子炉建屋6階使用済燃料プール内異物混入防止用手摺り下部に打痕が認められたため、当該部を修理	D	
22	6号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（B）満水ベント第一弁及びドレン弁の開閉表示用リミットスイッチの動作不良（全開でランプ両点灯）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
23	その他	水処理設備排水処理装置ろ布洗浄水ポンプエア－抜きホースに亀裂が認められたため、当該ホースを交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEA4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで